

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(Ⅲ-3-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2) 基本目標Ⅲ: 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標3: 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	担当 部局名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 監督課 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 久知良 俊二 監督課長 石垣 健彦 労災管理課長 田中 仁志 補償課長 西村 斗利 計画課長 小宅 栄作 特別支援室長 吉岡 勝利
--------------------------	---	-------------------	--	---------------	---

施策の概要	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、未払賃金立替払事務実施費についてのみ本シートの評価対象とする。
--------------	--

施策実現のための背景・課題	1 被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、被災労働者の援護及び円滑な社会復帰の促進を図ることが重要であるため。
----------------------	--

	達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由					
各課題に対応した達成目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標1 (課題1)</td> <td style="width: 30%;">義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。</td> <td style="width: 60%;">被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 未払賃金立替払事務実施費 特定疾病アフターケア実施費</td> </tr> <tr> <td>目標2 (課題2)</td> <td>迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。</td> <td>被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして字質の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費</td> </tr> </table>	目標1 (課題1)	義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。	被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 未払賃金立替払事務実施費 特定疾病アフターケア実施費	目標2 (課題2)	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。	被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして字質の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費
	目標1 (課題1)	義肢、車いす等に係る費用の迅速な支給、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会復帰の促進等を行う。	被災労働者等の円滑な社会復帰の促進を図るためには、労災保険給付を補完するものとして義肢・車いす等に係る費用など必要な費用を迅速に支給すること、高度専門的な医療を提供すること等が必要であるため。 ・なお、社会復帰促進等事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 未払賃金立替払事務実施費 特定疾病アフターケア実施費				
目標2 (課題2)	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、被災労働者及びその遺族の援護を図る。	被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして字質の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 ・なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災就学援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合(アウトカム)	90%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす必要があるため。 (参考)平成27年度実績:92.9%、平成28年度実績:90.3%
2 アフターケアの健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトカム)	88%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケアの健康管理手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要経費を支給しているところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。 (参考)平成27年度実績:92%、平成28年度実績:88%
3 未払賃金立替払について、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間(アウトカム)	21.8日	平成20年度～平成24年度の平均	25日	毎年度	25日	25日	-	-	-	未払賃金立替払は、労働者から請求があった際に審査し支給する事業であり、迅速に処理することが労働者及びその家族の生活にとって必要であるため、目標値は、事業の実施主体である独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標(平成26年度～平成30年度)と同一としている。 ※目標値については、5年度ごとに独立行政法人労働者健康安全機構と調整した上で設定している。 (参考)平成27年度実績:15.8日 平成28年度実績:16.6日

達成手段1	補正後予算額(執行額)	令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号	
	平成29年度	平成30年度				
(1) 障害者職業能力開発校整備等(昭和22年度)	3,457百万円 (3,019百万円)	655百万円 (527百万円)	1,456百万円	-	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	452
(2) 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費(平成16年度)	9,726百万円 (9,726百万円)	9,647百万円 (9,647百万円)	10,195百万円	1	労災疾病等に係る研究開発、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通して、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施することや、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っているほか、事業場における災害の防止並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている。 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	453
(3) 特別支給金(昭和49年度)	111,496百万円 (95,542百万円)	107,823百万円 (93,491百万円)	104,171百万円	-	災害補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金等を支給する。被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施していることから、施策目標に寄与する。	454

(4)	未払賃金立替払事務実施費 (昭和51年度)	8,111百万円 (7,685百万円)	7,126百万円 (6,975百万円)	7,019百万円	2	未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、具体的には、未払賃金額その他の事項について、法律上の倒産手続きの場合には破産管財人等から証明を受けた労働者、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長から認定を受けた労働者の請求に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構が立替払を行う。なお、労働者健康安全機構は、労働者が事業主に対して有する賃金請求権を、労働者の同意を得て代位取得し、当該請求権を事業主に行使することにより、立替払賃金について求償を行っている。	455
(5)	外科後処置費 (昭和23年度)	52百万円 (56百万円)	55百万円 (45百万円)	61百万円	—	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	457
(6)	義肢等補装具支給経費 (昭和25年度)	3,362百万円 (2,755百万円)	2,958百万円 (2,949百万円)	2,979百万円	—	義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給する。 また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして義肢等補装具の注文、製作等に要する費用、採型等に要する旅費を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	458
(7)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,858百万円 (3,527百万円)	3,831百万円 (3,372百万円)	3,837百万円	3	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	459
(8)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	362百万円 (342百万円)	348百万円 (300百万円)	343百万円	—	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害者等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	460
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	454百万円 (454百万円)	469百万円 (469百万円)	481百万円	—	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	461
(10)	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備に必要な経費 (平成16年度)	3,020百万円 (2,878百万円)	3,562百万円 (3,331百万円)	2,986百万円	—	独立行政法人労働者健康安全機構に対して、交付金施設の整備及び機器整備等の補助を行う。 被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業に係る施設整備等であることから、施策目標に寄与する。	472
(11)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	1,117百万円 (1,114百万円)	1,112百万円 (1,107百万円)	1,112百万円	—	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	473

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
④ 労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービスが有用であった旨の回答をした入居者の割合(アウトカム)	93.5%	平成28年度	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な被災労働者に対し専門的な介護サービスを行う施設であり、入居者が満足できるサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため。 (参考)平成27年度実績:92.7%、平成28年度実績:93.5%
5 労災就学援護経費の申請から決定までに要する期間が1ヶ月以内であったものの割合(アウトプット)	85.5%	平成28年度	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	80%	労災就学援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びその遺族の援護にとって必要であるため。 (参考)平成27年度実績:85%、平成28年度実績:85.5%
6 労災保険指定医療機関数(アウトカム)	42,266	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(42,266)以上	前年度(42,845)以上	前年度(43,380)以上	前年度以上	前年度以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。 (参考)平成27年度実績:41,731、平成28年度実績:42,266

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(12)	労災診療被災労働者援護事業補助事業費(平成元年度)	2,843百万円 (2,843百万円)	3,579百万円 (3,579百万円)	3,054百万円	6	労災指定医療機関において被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災指定医療機関に対し無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。 本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	456
(13)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費(昭和43年度)	7百万円 (6百万円)	7百万円 (5百万円)	8百万円	-	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額165,150円、最低保障額70,790円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額123,860円、最低保障額53,090円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者(最高限度額82,580円、最低保障額35,400円) ※いずれも令和元年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	462
(14)	労災就労保育援護経費(昭和54年度)	76百万円 (69百万円)	71百万円 (63百万円)	67百万円	-	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる者に、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童・・・12,000円(一人月額) ※平成30年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	463
(15)	労災就学援護経費(昭和45年度)	2,780百万円 (2,513百万円)	2,722百万円 (2,448百万円)	2,672百万円	5	業務災害又は通勤災害によって亡くなった方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生・・・14,000円(一人月額) ②中学生・・・18,000円(一人月額) ③高校生等・・・18,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額) ※いずれも令和元年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	464
(16)	社会復帰相談員等設置費(昭和44年度)	804百万円 (761百万円)	800百万円 (760百万円)	-	-	労働基準監督署に社会復帰相談員を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行う。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	465
(17)	社会復帰促進等事務費(令和元年度)	-	-	8百万円	-	社会復帰促進等事業に関する個々の事業の目標とその評価を点検する「社会復帰促進等事業に関する検討会」を行う等の事務費である。 本経費は、社会復帰促進等事業の適正な遂行に資することから、施策目標に寄与する。	-
(18)	労災ケアサポート事業経費(昭和52年度)	481百万円 (449百万円)	449百万円 (448百万円)	457百万円	-	全国の労災年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する看護師による訪問支援 ②健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談 ③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	466
(19)	労災特別介護施設設置費(平成元年度)	1,039百万円 (580百万円)	766百万円 (584百万円)	551百万円	-	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	467
(20)	労災特別介護援護経費(平成元年度)	1,958百万円 (1,939百万円)	1,932百万円 (1,932百万円)	1,925百万円	4	国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な重度被災労働者(傷病・障害の等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在介護サービス等を提供する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	468
(21)	休業補償特別援護経費(昭和57年度)	1百万円 (1百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円	-	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待機3日間の休業補償をやむをえない事由で受けることができない遅発性疾患に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 本事業は、業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾患に罹患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待機3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	469

(22)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	34百万円 (29百万円)	37百万円 (22百万円)	34百万円	—	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	470	
(23)	労災援護金等経費 (平成16年度)	8百万円 (0百万円)	6百万円 (0百万円)	5百万円	—	昭和35年3月31日以前に労災保険法の規定による打切補償を受けた者であること等の支給要件を満たした者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして療養に要した費用、入院、通院費用、介護費用を支給することにより、被災労働者の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	471	
(24)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度)	15百万円 (8百万円)	13百万円 (10百万円)	13百万円	—	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	442	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和2年度
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)	147,269,661	142,858,589	138,095,676		
			補正予算(b)	0	0			
			繰越し等(c)	1,271,842	575,244			
			合計(d=a+b+c)	148,541,503	143,433,833	138,095,676		
		執行額(千円、e)	132,189,008					
執行率(%、e/d)	89.0%							
関連税制		—						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		—			—	—		